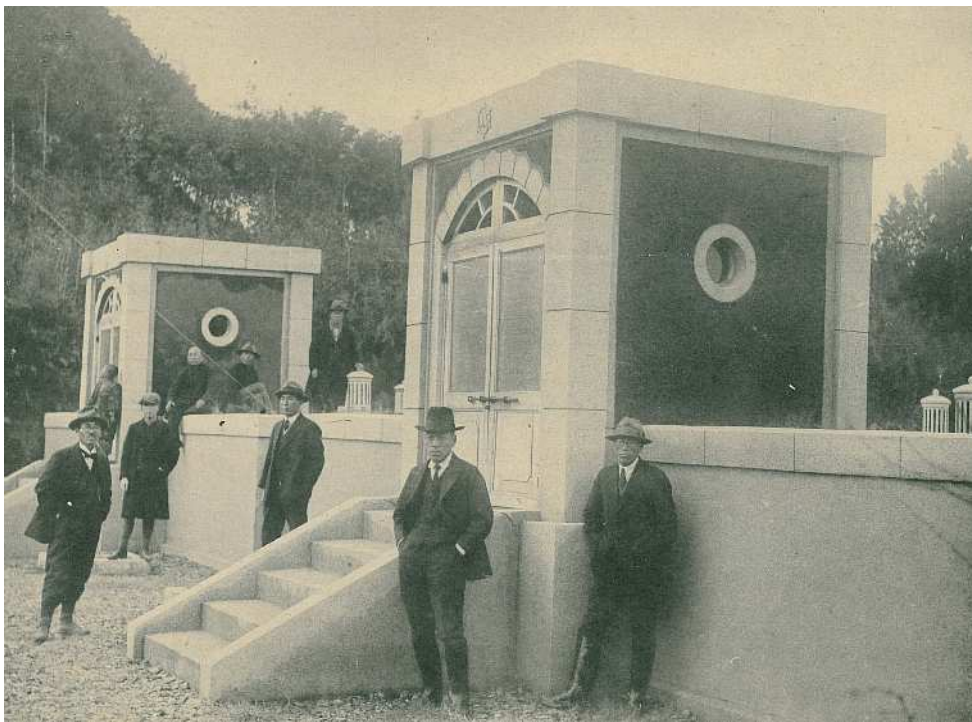


平成30年度 水質検査計画（上水道）  
（日南市）



（大正10年水道事業創設期の様子）場所：木山

日南市水道局水道課

	ページ
1 . 基本方針	. . . . . 1
( 1 ) 検査地点	. . . . . 1
( 2 ) 検査項目	. . . . . 1
( 3 ) 検査頻度	. . . . . 1
2 . 水道事業の概要	. . . . . 1 ~ 3
3 . 水道水の状況	. . . . . 3 ~ 6
( 1 ) 配水区及び水源	. . . . . 3 ~ 5
( 2 ) 水道施設	. . . . . 5 ~ 6
4 . 検査体制	. . . . . 7
5 . 定期の水質検査	. . . . . 7
( 1 ) 検査地点	. . . . . 7 ~ 8
( 2 ) 検査項目と検査頻度	. . . . . 9
毎日検査	. . . . . 9
水質基準項目検査	. . . . . 9 ~ 2 3
水質管理目標設定項目検査	. . . . . 2 4
その他の検査	. . . . . 2 3
6 . 臨時の水質検査	. . . . . 2 5
7 . 水質検査の方法	. . . . . 2 5
8 . 精度管理と信頼性確保	. . . . . 2 5
9 . 水質事故時の対応	. . . . . 2 5
1 0 . 検査結果の公表	. . . . . 2 5

## 1. 基本方針

水道水が水質基準に適合した、安全でおいしい水を提供するために、以下の方針で水質検査を行います。

### (1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口）で行います。  
その他に、各水源地のすべての井戸及び着水池の原水について検査を行います。

### (2) 検査項目

水質検査項目は、水道法で義務づけられた水質基準項目、水質管理目標設定項目について検査します。

### (3) 検査頻度

水道法に基づく、色・濁り・消毒の残留効果に関する項目検査は、毎日行います。

水質基準項目の検査は月1回・3ヶ月に1回・年1回、水質管理目標設定項目は年1回とします。

## 2. 水道事業の概要

平成28年度末現在、市内の25,123戸、52,233人の皆さまに水道水をお届けしています。

皆さまにお届けする水道水は、榎原水系、伊比井水系は表流水でそれ以外は地下水で賄われています。水源地の井戸で汲み上げられた水は、浄水処理を行った後、送水ポンプで配水池に送り、自然流下あるいはポンプ加圧により、皆さまの家庭へ配水しています。水道水の管理運営は、日南市水道局水道課が行っています。

表1-1 水道事業概要

水道事業体		名称	日南市水道局水道課	
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1	
施設	水源地	名称	飫肥浄水場	東郷浄水場
		水源数	1箇所（井戸数6本）	1箇所（井戸数2本）
		取水能力	18,300m <sup>3</sup> /日	2,800m <sup>3</sup> /日
	配水施設	配水池数	6箇所	2箇所
		配水池容量	11,272m <sup>3</sup>	2,335m <sup>3</sup>
		1日最大配水量	18,236m <sup>3</sup>	
		1日平均配水量	14,458m <sup>3</sup>	
		配水方式	自然流下・加圧ポンプ	自然流下式

表 1 - 2 水道事業概要

水道事業体		名称	日南市水道局水道課			
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1			
施設	水源 地	名称	富士浄水場	伊比井浄水場	細田浄水場	大窪浄水場
		水源数	1箇所 井戸数1本	1箇所 取水堰	1箇所 井戸数2本	1箇所 井戸数2本
		ろ過施設	緩速ろ過 3 滅菌設備 2	緩速ろ過 2 滅菌設備 2	滅菌設備 2	滅菌設備 2
	配水 施設	配水池数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
		配水池容量	316 m <sup>3</sup>	90 m <sup>3</sup>	159 m <sup>3</sup>	140 m <sup>3</sup>
		1日最大配水量	80 m <sup>3</sup>	112 m <sup>3</sup>	154 m <sup>3</sup>	153 m <sup>3</sup>
		1日平均配水量	56 m <sup>3</sup>	99 m <sup>3</sup>	129 m <sup>3</sup>	103 m <sup>3</sup>
		配水方式	加圧ポンプ式	自然流下式	自然流下式	自然流下式

表 1 - 3 水道事業概要

水道事業体		名称	日南市水道局水道課			
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1			
施設	水源 地	名称	潟上浄水場	大迫浄水場	潟上上浄水場	榎原浄水場
		水源数	4箇所取水（井戸数5本）			1箇所取水堰
		取水能力	7,040 m <sup>3</sup> / 日			660 m <sup>3</sup> / 日
		ろ過施設	滅菌設備	滅菌設備	滅菌設備	前処理・急速ろ過・滅菌設備
	配水 施設	配水池数	5箇所	1箇所	1箇所	2箇所
		配水池容量	3,870 m <sup>3</sup>	152 m <sup>3</sup>	74 m <sup>3</sup>	351 m <sup>3</sup>
		1日最大配水量	5,375 m <sup>3</sup>			
		1日平均配水量	3,531 m <sup>3</sup>			
		配水方式	自然流下式			

表 1 - 4 水道事業概要

水道事業体		名称	日南市水道局水道課	
		所在地	日南市中央通一丁目1番地1	
施設	水源 地	名称	大丸浄水場	昼野浄水場
		水源数	3箇所 井戸数3本	1箇所 井戸数2本
		ろ過施設	滅菌設備 4	UV装置2 滅菌設備2
	配水 施設	配水池数	8箇所	2箇所
		配水池容量	1,984m <sup>3</sup>	350m <sup>3</sup>
		1日最大配水量	1,629m <sup>3</sup>	149m <sup>3</sup>
		1日平均配水量	1,420m <sup>3</sup>	131m <sup>3</sup>
		配水方式	加圧ポンプ式 自然流下式	加圧ポンプ式 自然流下式

### 3. 水道水の状況

日南市は自然環境に恵まれ、水源の水質は極めて良好であります。

#### (1) 配水区及び水源

配水区は、飫肥水系、東郷水系、富士水系、伊比井水系、細田水系、大窪水系、渦上水系、榎原水系、郷之原大藤水系、坂元水系を設けています。飫肥は、井戸6本、東郷及び坂元は、井戸2本、渦上は、井戸4本、郷之原大藤は、井戸3本、富士、細田及び大窪は、井戸1本、榎原は、榎原川上流の表流水、伊比井は、伊比井川上流の表流水を水源として取水しています。地下水及び表流水を取水した原水は、浄水処理を行ったあと送水ポンプで配水池に送り、皆さまの家庭に水道水として配水しています。

配水区の主な水源、水質の特徴は、以下のとおりです。

#### 飫肥配水区

##### 主な水源

飫肥水源では、酒谷川の両岸に設置された6本の井戸から取水を行い、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌を行った後、飫肥配水池と吾田配水池に送水し、自然流下式及び加圧ポンプ式により配水しています。

##### 水質の特徴

飫肥水源の水は、水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 東郷配水区および鶴戸配水区

##### 主な水源

東郷水源の水は、広渡川の右岸に設置された2本の井戸から取水を行い、次亜塩素酸ナトリウムによる滅菌を行った後、東郷配水池に送水し、自然流下式により配水しています。

##### 水質の特徴

東郷水源の水は、水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 富士配水区

##### 主な水源

富士川に設置された井戸で取水し、緩速ろ過を行った後、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に水を貯め、ポンプ加圧で皆さまの家庭に配水しています。

##### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 伊比井配水区

##### 主な水源

伊比井川上流部の取水堰で取水し、緩速ろ過を行った後、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に水を貯め、自然流下方式で皆さまの家庭に配水しています。

##### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 細田配水区

##### 主な水源

酒谷川に設置された井戸で取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に水を貯め、自然流下方式で皆さまの家庭に配水しています。

##### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 大窪配水区

##### 主な水源

南郷川に設置された井戸で取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、配水池に水を貯め、自然流下方式で皆さまの家庭に配水しています。

##### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 潟上配水区、大迫配水区、潟上上配水区

##### 主な水源

潟上水系は第1水源（井戸数2本）、第2水源、第3水源、第4水源の4箇所の井戸から取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、各配水池に水を貯め、自然流下方式で皆さまの家庭に配水しています。

### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 榎原配水区

##### 主な水源

榎原川上流部の取水堰で取水し、ポリ塩化アルミニウムにて凝集処理と、次亜塩素酸ナトリウムにて1次塩素滅菌をし、前処理機と急速ろ過機にて、2段ろ過処理を行い、次亜塩素酸ナトリウムにて2次塩素滅菌をした後、配水池に水を貯め、自然流下方式で皆さまの家庭に配水しています。

### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 郷之原大藤配水区

##### 主な水源

広渡川の伏流水を井戸で取水し、次亜塩素酸ナトリウムで塩素滅菌を行い、各配水池に水を貯め、自然流下方式及び加圧ポンプ式で皆さまの家庭に配水しています。

### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

#### 坂元配水区

##### 主な水源

広渡川の伏流水を井戸で取水して、耐塩素性病原生物をUV（紫外線）装置にて不活性化したのち、次亜塩素酸ナトリウムにて塩素滅菌します。その後、配水池に水を貯め、自然流下方式及び加圧ポンプ式で皆さまの家庭に配水しています。

### 水質の特徴

水質検査の結果、ほとんどの項目が基準値の1/10以下程度となっている良好な水質となっています。

## (2) 水道施設

### 水道施設の概要（表2）

表2 施設概要

施設名	所在地	取水施設			浄水施設			配水施設			
		井戸数	ポンプ数	取水能力 (m <sup>3</sup> /日)	ろ過設備	UV装置	滅菌設備	配水池容量 (m <sup>3</sup> )	配水池数	配水方式	主な水の流れ
飢肥	吉野方1357	6	6	18,300				11,272	6	自然流下 ポンプ加圧式	1.飢肥 2.吾田 3.油津 4.大堂津 5.細田

一部地域

表2 施設概要(続き)

続き	所在地	取水施設			浄水施設			配水施設			
		井戸数	ポンプ数	取水能力(m <sup>3</sup> /日)	ろ過設備	UV装置	滅菌設備	配水池容量(m <sup>3</sup> )	配水池数	配水方式	主な水の流れ
東郷	殿所201	2	4	2,800				2,335	2	自然流下式	1.東郷 2.吹毛井 3.宮浦 4.小目井
富士	富士3365-1	1	2	315				153	1	加圧ポンプ式	富士
伊比井	伊比井郷之瀬	堰1	0	90				90	1	自然流下式	伊比井
細田	塚田878-5	2	2	359				159	1	自然流下式	細田
大窪	大窪2761-5	2	2	131				140	1	自然流下式	大窪
潟上	潟上938	5	12	7,040				4,096	7	自然流下式	1.中村 2.脇本 3.贅波 4.潟上
榎原	榎原5231	堰1	-	660	○			351	2	自然流下式	1.榎原 2.谷之口 3.津屋野上
大丸浄水場	郷之原乙	1	3	4,500				650	1	加圧ポンプ式	低地区
第1水源地	郷之原甲	1	2	150						加圧ポンプ式	第3水源地へ導水
第2水源地	郷之原甲	1	2	400						加圧ポンプ式	第3水源地へ導水
第3水源地	郷之原甲							100	1	加圧ポンプ式	高地区・第2中継へ送水
高地区配水池	郷之原乙							629	3	自然流下式	高地区
第2中継ポンプ場	郷之原甲							220	1	自然流下式 加圧ポンプ式	高台配水池へ送水。郷之原の一部
高台配水池	郷之原甲							360	1	加圧ポンプ式	杉野へ配水
猪八重加圧ポンプ場	郷之原甲							25	1	自然流下式 加圧ポンプ式	猪八重
昼野浄水場	北河内	2	2	195				350	3	自然流下式 加圧ポンプ式	坂元 昼野 宿野 谷合



#### 4. 検査体制

皆さまに安心して水道水を利用していただけるよう、水源から蛇口に至るまで定期的に水質検査を行います。この検査は、微生物から化学物質までさまざまな項目について、詳細な測定を行うことが求められています。そのため、日南市水道局水道課では厚生労働大臣登録の検査機関に検査を委託します。

#### 5. 定期の水質検査

##### (1) 検査地点(図1, 2)

原水 ●

配水区ごとに水源水(井戸、表流水)について、毎月検査を行います。

給水栓水(蛇口の水) ●

配水区ごとに測定地点を定め、毎月検査を行います。

また、毎日行う検査は配水管末に測定地点を定め、検査を行います。



図1 検査地点

( 飫肥、東郷、鶴戸、富士、伊比井、細田、大窪、郷之原大藤、坂元配水区 )



図2 検査地点  
(潟上、大迫、潟上上、榎原配水区)

(2) 検査項目と検査頻度

毎日検査(表3)

a 検査項目

水道水に異常がないこと及び残留塩素を確認するため、法令で定められている3項目の検査を行います。

b 検査頻度

1日1回検査を行います。

表3 毎日検査

NO	水質基準項目	基準値	検査計画頻度(回/年)
			給水栓
1	色	異常のないこと	365
2	濁り	異常のないこと	365
3	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	365

水質基準項目検査

(表4) 飫肥配水区 P10

(表11) 潟上配水区 P17

(表5) 東郷配水区 P11

(表12) 潟上上配水区 P18

(表6) 鶴戸配水区 P12

(表13) 大迫配水区 P19

(表7) 富士配水区 P13

(表14) 榎原配水区 P20

(表8) 伊比井配水区 P14

(表15) 郷之原大藤配水区・大丸水源系 P21

(表9) 細田配水区 P15

(表16) 郷之原大藤配水区・第2水源系 P22

(表10) 大窪配水区 P16

(表17) 坂元配水区 P23

a 検査項目

法令で定められている51項目について、水質検査を行います。

b 検査頻度

法令で定められている頻度で検査を行います。

・原水

検査項目により、年1回の検査を行います。

・給水栓水

法令で義務付けられている頻度で検査を行います。

ただし、過去3年の結果が基準値の1/5以下の項目は1年に1回に省略します。

表4 水質基準項目（飢肥配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	〃	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	〃	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	4	〃	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	〃	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	〃	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	〃	4	-
23	ホルム	0.06以下	0.001未満	4	〃	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	〃	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001	4	〃	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.001	4	〃	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	〃	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.001未満	4	〃	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	〃	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	〃	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	〃	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	6.6	4	〃	1	1
37	マンガンを及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
38	塩化物イオン	200以下	4.4	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	35	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	83	4	〃	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	〃	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	〃	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	〃	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.6	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.6	12	〃	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	1
50	色度	5度以下	1未満	12	〃	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	〃	12	1

表5 水質基準項目（東郷配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	17CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	〃	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	〃	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.4	4	〃	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.4	4	〃	4	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	〃	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	〃	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.07	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	〃	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	〃	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	〃	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003	4	〃	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.006	4	〃	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	〃	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.002未満	4	〃	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.003	4	〃	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	〃	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	〃	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13.3	4	〃	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
38	塩化物イオン	200以下	12.8	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	44	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	102	4	〃	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	〃	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	〃	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	〃	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.3	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	7	12	〃	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	〃	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	〃	12	1

表6 水質基準項目（鶴戸配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	17CFU	12	不可	12	-
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	-
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	-
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	-
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	-
6	銅及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	-
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	-
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	-
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	-
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.5	4	"	4	-
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	-
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.4	4	"	4	-
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	-
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	-
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	-
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	-
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	-
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	-
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	-
21	塩素酸	0.6以下	0.07	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.006	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.002未満	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.003	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	可	1	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	-
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	-
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	-
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13.3	4	"	1	-
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	-
38	塩化物イオン	200以下	12.8	12	不可	12	-
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	44	4	可	1	-
40	蒸発残留物	500以下	102	4	"	4	-
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	-
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	"	1	-
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	-
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	-
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	-
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.3	12	不可	12	-
47	pH値	5.8～8.6	7	12	"	12	-
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
50	色度	5度以下	1度未満	12	"	12	-
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	"	12	-

表7 水質基準項目（富士配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	ジクロロメタン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	トリクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.12	4	不可	4	-
22	クロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロホルム	0.06以下	0.002	4	"	4	-
24	ジクロ酢酸	0.03以下	0.004	4	"	4	-
25	ジブクロメタン	0.1以下	0.006	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロメタン	0.1以下	0.014	4	"	4	-
28	トリクロ酢酸	0.03以下	0.02	4	"	4	-
29	ブクロジクロメタン	0.03以下	0.004	4	"	4	-
30	ブクロホルム	0.09以下	0.002	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13.4	4	"	1	1
37	マンガンを及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	12	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	41	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	95	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.6	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	7.3	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	"	12	1

表8 水質基準項目（伊比井配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	0CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	ジクロロメタン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	トリクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.26	4	不可	4	-
22	クロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロホルム	0.06以下	0.005	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.01	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.003	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.012	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.004	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2	4	"	1	1
37	マンガンを及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	23	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	62	4	"	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	7	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	"	12	1



表9 水質基準項目（細田配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	1CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.1	4	不可	4	-
22	クロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロホルム	0.06以下	0.001未満	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.001	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.003	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.8	4	"	1	1
37	マンガンを及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5.8	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	45	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	101	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.6	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	"	12	1

表10 水質基準項目（大窪配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	1CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シア	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	4	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	セレン及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジオキソベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	2,4,6-トリクロロフェノール	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	2,4-ジクロロフェノール	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	2,4,6-トリクロロフェノール	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	2,4-ジクロロフェノール	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.06未満	4	不可	4	-
22	酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	ホルムアルデヒド	0.06以下	0.001未満	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブロム酢酸	0.1以下	0.001	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.003	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブROMOベンゼン	0.03以下	0.001	4	"	4	-
30	ブROMOホルムアルデヒド	0.09以下	0.001	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	トリウム及びその化合物	200以下	9.5	4	"	1	1
37	マンガニウム及びその化合物	0.05以下	0.013未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	6.6	12	不可	12	1
39	カルシウムマグネシウム等（硬度）	300以下	50	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	168	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.6	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.8	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	2	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.4	12	"	12	1

表11 水質基準項目（潟上配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	8CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	砒素及びその化合物	0.01以下	0.002	4	"	4	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.4	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.19	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.005	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.012	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.003	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.003	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	4	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	12.9	4	"	1	1
37	マンガ ン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	12	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	49	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	131	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満		"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.3	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.8	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	"	12	1

表12 水質基準項目（大迫配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	1CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.004	4	"	4	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.004未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.4	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.19	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.005	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.012	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.003	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.003	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.25	4	"	4	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13.5	4	"	1	1
37	マンガ ン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	13.3	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	49	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	150	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満		"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.8	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1	12	"	12	1

表13 水質基準項目（潟上上配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	1CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.004	4	"	4	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.004未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.4	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.19	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.005	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.012	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromクロロメタン	0.03以下	0.003	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.003	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.1	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.25	4	"	4	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	13.5	4	"	1	1
37	マンガ ン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	13.3	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	49	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	150	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジオキサミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.4	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.8	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1	12	"	12	1

表14 水質基準項目（榎原）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	3CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	〃	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	〃	1	1
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.3	4	〃	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	〃	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	〃	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	〃	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.41	4	不可	4	-
22	クロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	〃	4	-
23	クロホルム	0.06以下	0.023	4	〃	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.01	4	〃	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.005	4	〃	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	〃	4	-
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.036	4	〃	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	〃	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.01	4	〃	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	〃	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	〃	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.11	4	〃	4	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	〃	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	〃	1	1
36	バリウム及びその化合物	200以下	8.6	4	〃	1	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	〃	1	1
38	塩化物イオン	200以下	11	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	45	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	92	4	〃	1	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	〃	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	〃	4	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	発生時期1回	4	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	〃	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	〃	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	1.3	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	8.2	12	〃	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	〃	12	1
50	色度	5度以下	2	12	〃	12	1
51	濁度	2度以下	0.4	12	〃	12	1

表15 水質基準項目（郷之原大藤・大丸水源水系）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	4CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	4	"	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジシクロヘキサン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.16	4	不可	4	-
22	クロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロホルム	0.06以下	0.001未満	4	"	4	-
24	ジクロ酢酸	0.03以下	0.004未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.007	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.026	4	"	4	-
28	トリクロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.01	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001未満	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.1	4	"	1	1
37	マンガンを及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5.6	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	49	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	93	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.5	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.7	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	"	12	1

表16 水質基準項目（郷之原大藤・第2水源水系）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	2CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	1	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	1	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.1	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	1	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.4	4	"	1	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	1	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
16	ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	"	1	1
17	トリクロロエチレン	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	1	1
21	塩素酸	0.6以下	0.09	4	不可	4	-
22	クロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロホルム	0.06以下	0.014	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.008	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.002	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.005	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.002	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.01未満	4	可	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	1	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.3	4	"	1	1
37	マンガンを及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	1	1
38	塩化物イオン	200以下	5.2	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	47	4	可	1	1
40	蒸発残留物	500以下	101	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	1	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	発生時期1回	"	1	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	1	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	1	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.3未満	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.8	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1未満	12	"	12	1



表17 水質基準項目（坂元配水区）

No	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年 最高値	基準検査 頻度	省略 可否	検査計画頻度	
						浄水	原水
1	一般細菌	100CFU以下	3CFU	12	不可	12	1
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	12	"	12	1
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可	4	1
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	"	4	1
5	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
8	六価クロム化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	4	1
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	不可	4	1
10	アン化物イオン及び塩化アン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.8	4	"	4	1
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.08未満	4	可	4	1
13	砒素及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	4	1
14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	"	4	1
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05以下	0.005未満	4	"	4	1
16	1,2-ジクロロベンゼン	0.04以下	0.004未満	4	"	4	1
17	ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	4	"	4	1
18	トリクロロメタン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	"	4	1
21	塩素酸	0.6以下	0.12	4	不可	4	-
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	"	4	-
23	クロロホルム	0.06以下	0.001未満	4	"	4	-
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003未満	4	"	4	-
25	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.006	4	"	4	-
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満	4	"	4	-
27	総トリクロロメタン	0.1以下	0.002未満	4	"	4	-
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.02未満	4	"	4	-
29	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.004	4	"	4	-
30	ブromホルム	0.09以下	0.001	4	"	4	-
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	"	4	-
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.02	4	可	4	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02未満	4	"	4	1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	"	4	1
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.1未満	4	"	4	1
36	バリウム及びその化合物	200以下	6.4	4	"	4	1
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	"	4	1
38	塩化物イオン	200以下	5.6	12	不可	12	1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	37	4	可	4	1
40	蒸発残留物	500以下	70	4	"	4	1
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	"	4	1
42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000001未満	4	"	4	1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000001未満	4	"	4	1
44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.002未満	4	"	4	1
45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	"	4	1
46	有機物（全有機炭素TOC）	3以下	0.3	12	不可	12	1
47	pH値	5.8～8.6	6.6	12	"	12	1
48	味	異常でないこと	異常なし	12	"	12	-
49	臭気	異常でないこと	異常なし	12	"	12	1
50	色度	5度以下	1度未満	12	"	12	1
51	濁度	2度以下	0.1度未満	12	"	12	1

表18 水質管理目標設定項目（全配水区）

No	項目	目標値 (mg/l)	検査計画頻度	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下		1
2	ウラン及びその化合物	0.002以下		1
3	ニッケル及びその化合物	0.02以下		1
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下		1
5	トルエン	0.4以下		1
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下		1
7	農薬類	2	3	1
8	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下		1
9	マンガン及びその化合物	0.01以下		1
10	遊離炭酸	20以下		1
11	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下		1
12	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下		1
13	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下		1
14	臭気強度(TON)	3以下		1
15	蒸発残留物	30以上200以下		1
16	濁度	1度以下		1
17	pH値	7.5程度		1
18	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上,極力0		1
19	従属栄養細菌	2000個以下		1
20	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		1
21	アルミニウム及びその化合物	0.1以下		1

- 1 浄水処理過程で二酸化塩素を使用した場合を除き、検査不要となっています。
- 2 農薬類は全項目(110項目)検査を行います。
- 3 検出値と目標値の比の和として1以下

その他検査項目（表19）

a 検査項目

クリプトスポリジウム対策のための指標菌検査を行います。

b 検査頻度

毎月検査を行います。

表19 その他検査項目

No	項目	検査計画頻度
		原水
1	大腸菌	12
2	嫌気性芽胞菌	12

## 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は以下のような場合に実施します。

- (a) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (b) 水源に異常があったとき。
- (c) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (d) 浄水過程で異常があったとき。
- (e) 送配水管の大規模工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (f) その他特に必要があると認められるとき。

## 7. 水質検査の方法

水質検査の方法は、厚生労働省が定めた方法により行います。  
なお、水質検査は厚生労働大臣の登録検査機関に全面委託しております。

## 8. 精度管理と信頼性保証

委託機関に内部精度管理と外部精度管理の結果を報告してもらいます。

## 9. 水質事故時の対応

水質事故が発生した場合は、関係機関と連携し迅速な対応を図るとともに、速やかに皆さまにお知らせします。

## 10. 検査結果の公表

毎月ホームページで検査結果を公表します。